

◎年度途中で75歳になる人へ

- 1 国保加入者で、5年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前月までの国保税を計算し、他の加入者の1年分の国保税との合計額を年税額としています。
- 2 国保税を年金天引き(特別徴収)で納めていた人も、**75歳の誕生日を迎える年度分は普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)になります。**
- 3 後期高齢者医療保険料の決定通知書は、75歳の誕生日以降に郵送します。

後期高齢者医療保険料の口座振替

75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に移した人は、国保税を口座振替で納めていた場合でも、**改めて口座振替の申し出が必要です。**口座情報は引き継がれませんので、ご注意ください。



◎国保税の納付が困難な場合は相談を

特別な理由がなく国保税を滞納すると

- 1 **保険証返還**
納期限から1年を経過する国保税が残っている場合は、保険証を返してもらい、代わりに資格証明書を交付します(特別の事情がある人、公費負担医療対象者等は除きます)。
※「資格証明書」は、いったん医療費が全額負担となり、後日、国保年金課の窓口で自己負担分を除く費用の支給請求をしてもらうことになります。なお、支給費用は国保税に充当していただく場合があります。
- 2 **医療費全額負担**
医療費がいったん全額負担になり、各種医療費助成の申請も制約されます。
- 3 **給付の差し止め**
納期限から1年6カ月を経過する国保税が残っている場合、国保の保険給付が一時差し止められます。
- 4 **滞納処分**
十分な負担能力があると認められるにもかかわらず、滞納を続けていると、給料、預貯金などの財産を差し押さえることがあります。

病気や災害、事業の休廃止などにより、納付がどうしても困難な場合は、国保年金課(☎537-5738)へご相談ください。

ジェネリック医薬品を利用してみましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許の期限が切れた新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品のことです。新薬よりも安価であるため、利用することで医療費の負担が軽くなります。



ジェネリック医薬品を希望する人は、医療機関などを受診した際に、担当医師や薬剤師に相談するか、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してください。

※「ジェネリック医薬品希望カード」は、国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口、2階③番窓口)、各支所に設置しています。

交通事故などに遭ったときは必ず届け出を

国保加入者が交通事故に遭ったり、他人の飼った犬にかまれたりなど、第三者の行為によって病院にかかった場合、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保により保険治療を受けることもできますが、国保は一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。国保で保険治療を受ける場合は、必ず届け出てください。

☎ 国保年金課 ☎537-5735

◎国保税の軽減制度

世帯(世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者^{※1})の前年中(3年中)の総所得金額等を合計した額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。

※1 特定同一世帯所属者…市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

該当する世帯の所得額基準

医療分、支援分、介護分ともに軽減割合は同じです。

区分	4年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下
5割軽減	43万円+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下
2割軽減	43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下

※2 年金・給与所得者…一定の給与所得者および一定の公的年金等の支給を受ける者をいいます。なお、一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の者をいいます。また、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける者をいいます。

◎会社の倒産・解雇などによる離職や雇止めなどによる離職をされた人へ

国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の**給与所得を30/100**とみなして国保税を算定します。

必要なものは?

- ①雇用保険受給資格者証をご用意ください
雇用保険の受給資格がない人や離職日に65歳以上の人は対象ではありません。
また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

対象者は?

- ②「12. 離職理由」の欄を確認
11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。
※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

軽減の期間は?

- ③「11. 離職年月日」の欄を確認
この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

軽減を受けるには、申告が必要です。

雇用保険受給資格者証を持って、国保年金課、各支所、各連絡所へ。
詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班(☎537-5736)へ。

◎国保税の減免制度

国保税の納付が困難な人を対象とした減免制度を設けており、それぞれの基準により減免を受けられる場合があります。該当すると思われる人は、早めに国保年金課へご相談ください。なお、減免を受けるには、申請書等の提出が必要です。

- 1 **新型コロナウイルス感染症の影響による減免**
 - 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
 - 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる場合
- 2 **所得減少による減免**
 - 退職、失業、疾病などにより所得の減少が見込まれる場合

※その他災害等により減免を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。